平成２８年（フ）第１７号
京都府舞鶴市字余部上82番地
破産者　高橋　幸代
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２８年（フ）第２５号
鳥取県東伯郡北栄町妻波700番地
破産者　松本　治雄
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２８年（フ）第２９号
鳥取県倉吉市西町2687番地
破産者　三好　政博
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２８年（フ）第２０７号
高知県南国市左右山165番地13
破産者　門田　泰昌
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３９９号
大分市大字奥田707番地の13（竹光ビルＮｏ．１―303）
破産者　鶴田千代美
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４１０号
大分市須賀２丁目２番20―201号（オレンジハウス）
破産者　内田　尚宏
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３００号
宮崎市神宮西１丁目112番地
破産者　坂元　幸造
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４０８号
宮崎市大字跡江546番地
破産者　坂本　和義
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４１０号
宮崎市高洲町161番地　高洲マンション207号
破産者　迫間　香月
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

免責許可決定

平成２９年（フ）第２号
広島県三次市南畑敷町588番地１
破産者　氏原　晃稔
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２９年（フ）第３号
広島県三次市南畑敷町588番地１
破産者　氏原　久美
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２９年（フ）第８号
佐賀県藤津郡太良町大字糸岐522番地、前住所長崎県佐世保市天神２丁目228番地
破産者　岩永　和希
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第１０号
佐賀県杵島郡江北町大字山口2913番地５　サニーポット10　Ｃ、前住所佐賀県杵島郡江北町大字惣領分1552番地３　エレンシアＭⅡ201号室
破産者　荒川　大輔
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第５号
鹿児島県志布志市志布志町安楽1159番地３県営ウッドタウン宮脇団地３号棟201号
破産者　小森　勇貴
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第６６０号
埼玉県入間市小谷田１丁目16番３号　Ｂ―201、前住所埼玉県入間市大字下藤沢176番地１サンクレイドル310
破産者　田中　美名
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６６３号
埼玉県富士見市鶴馬１丁目７番36―101号
破産者　中瀬　昭広
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６８８号
埼玉県狭山市入間川1444番地の28　レオパレスイーグルＶ―101
破産者　三上　雄介
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１号
埼玉県富士見市羽沢３丁目13番49号
破産者　福田　　惇
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６号
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1793番地１　グリーン・リーブスＢ202号、前住所埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木196番地２
破産者　福田　利江
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３２号
埼玉県入間郡三芳町大字上富1161番地３、住民票上の住所埼玉県入間郡三芳町大字藤久保917番地11
破産者　菊地　　憂
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６８号
埼玉県狭山市狭山台１丁目31番地　１―12―203
破産者　高橋　修一
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６９号
埼玉県狭山市狭山台１丁目31番地　１―12―203
破産者　高橋　貞子
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１２号
山梨県北杜市小淵沢町4515番地
破産者　宮沢　英一
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係